

「文の京」ハートフルプラン
 文京区地域福祉保健計画
 障害者・児計画
 令和3年度～令和5年度
 中間のまとめ 概要版

第1章 計画の策定の考え方

1 計画の目的

- 我が国が平成26年1月に批准した障害者権利条約¹では、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現について定めています。
- 障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策について、基本となる事項を定めること等により、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。
- これらを受け、ノーマライゼーション²やソーシャルインクルージョン³の理念のもと、本区においても、障害の特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図るとともに、障害のある人もない人も地域でともに暮らし、ともに活動できる社会の実現に向けた取組をより一層進めていくことが重要です。
- 障害者権利条約、障害者差別解消法⁴及び東京都障害者差別解消条例で掲げられている障害者に対する合理的配慮⁵については、国及び都の基本方針に沿って、区において周知・啓発等具体的な取組を進めていくこととしています。
 また、子どもの権利条約⁶の理念に則って児童福祉法が改正され、児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等が明確化されました。
 なお、平成30年4月から障害児福祉計画の策定が義務付けられたことに伴い、障害者のみならず障害児についても、障害の特性や多様なニーズに対応できる専門的・有機的な相談支援体制の構築を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援、一人ひとりの状態に応じた適切なサービス等を提供し、その人らしい生活を送るための支援、制度の縦割りを超えた柔軟な支援等が求められています。
- こうした状況に着実に対応していくとともに、本区の基本構想を貫く理念である「だれもがいきいきと暮らせるまち」を実現するために、本区は、令和3年度から令和5年度までの3年間における障害者・障害児施策の考え方と取組を一体的に示した「文京区障害者・児計画」を策定します。本計画に基づき、障害者権利条約及び子どもの権利条約の考え方を一層浸透させるとともに、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながらともに生きる地域社会の実現を目指していきます。

¹ **障害者権利条約** 正式名称「障害者の権利に関する条約」(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)

² **ノーマライゼーション(normalization)** 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること、また、その考え方。

³ **ソーシャルインクルージョン(social inclusion)** すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

⁴ **障害者差別解消法** 正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

⁵ **合理的配慮** 障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、支え合い、ともに暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、障害者が円滑に移動できるように支援すること(過度の負担とならない範囲)が該当する。

⁶ **子どもの権利条約** 正式名称「児童の権利に関する条約」(Convention on the Rights of the Child)

2 計画の性格・位置づけ

- 本計画は、基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて、本区の福祉保健施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定する文京区地域福祉保健計画の分野別計画の1つです。
- また、本区の障害者・児計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定した計画であり、区の障害者・児施策を総合的・計画的に推進するための基本計画となるものです。
- そして、「文京区都市マスタープラン」、「文京区地域防災計画」、「文京区アカデミー推進計画」等の他の分野における行政計画とも整合・連携した計画となっています。

| | 法的な位置付け | 策定の内容 |
|------------------------|-----------------------------|--|
| 文京区 障害者・ 児 計画 | 障害者基本法に基づく 「市町村障害者計画」 | ・障害者のための施策に関する基本的な事項を定めた中長期の計画。 |
| | 障害者総合支援法に基づく 「市町村障害福祉計画」 | ・障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画。 ・障害者総合支援法の各種サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等）の事業量の見込み等を示す。 |
| | 児童福祉法に基づく 「市町村障害児福祉計画」 | ・障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害児通所支援等に関する3年間の実施計画。 ・児童福祉法の各種サービス（障害児通所支援、障害児相談支援等）の事業量の見込み等を示す。 |

3 計画の期間

- 本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とし、令和5年度に見直しを行います。

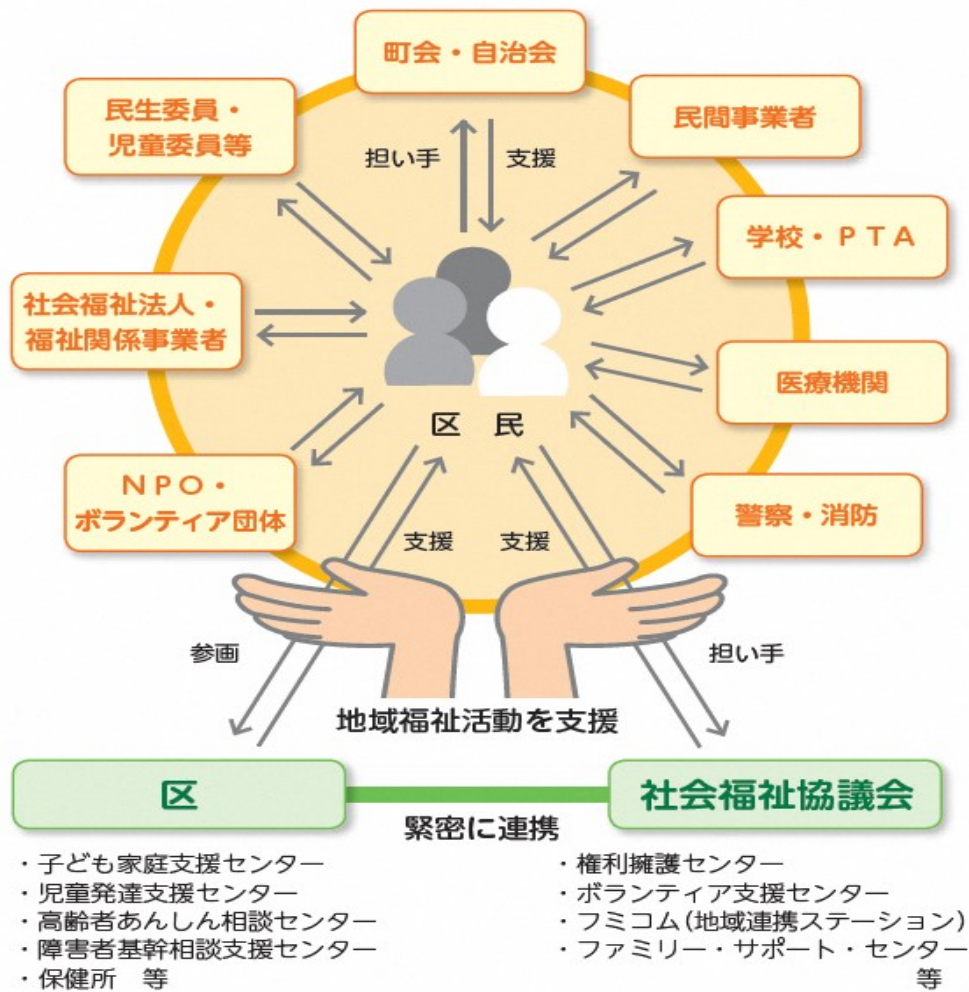
4 計画の推進に向けて

（1）地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

- 地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。
- 本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動のすそ野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。
- 区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

【図：地域福祉保健の推進に向けてのイメージ】

主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



(2) 計画の進行管理

○本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者等で構成する「文京区地域福祉推進協議会」及び「地域福祉推進協議会障害者部会」等において、進行管理を行っていきます。

第2章 地域福祉保健計画の基本理念・基本目標

○本計画では、地域福祉保健計画の総論で掲げた次の基本理念及び基本目標に基づき、障害者・児施策を推進していきます。

1 基本理念

○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ⁷を推進する地域社会の実現を目指します。

○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

○男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

2 基本目標

○だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。

○だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。

○だれもが、地域、暮らし、生きがいとともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

⁷ **ダイバーシティ(diversity & inclusion)** 性別（性自認及び性的指向を含む）、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

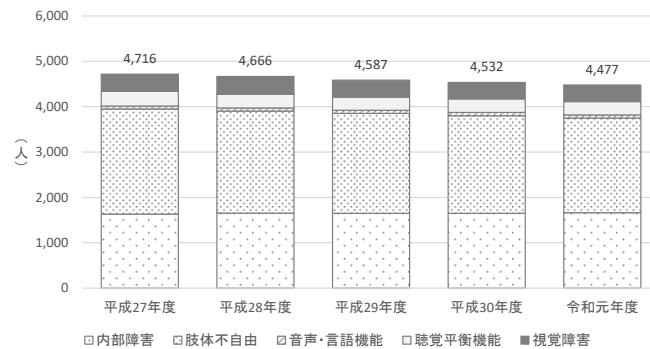
第3章 障害者・障害児を取り巻く現状

1 障害者・障害児の人数

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者は、令和元年度末現在、4,477人です。4年前の平成27年度と比較すると、5.1%の減少となっています。障害種別では、肢体不自由が最も多く2,085人（46.6%）、次いで内部障害が1,663人（37.1%）、視覚障害が365人（8.2%）、聴覚平衡機能が294人（6.6%）、音声・言語機能が70人（1.6%）となります。肢体不自由と内部障害の両者を合わせると3,748人で、全体の83.7%を占めています。

【図表：身体障害者手帳所持者数の推移】

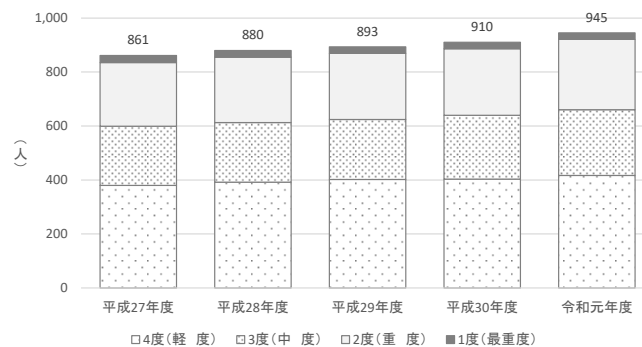


(各年度末現在)

(2) 愛の手帳所持者数の推移

愛の手帳所持者は、令和元年度末現在945人です。4年前の平成27年度と比較すると、9.8%の増加となっています。4度（軽度）が最も多く、417人で44.1%を占め、次いで2度（重度）が261人（27.6%）、3度（中度）が243人（25.7%）、1度（最重度）が24人（2.5%）となります。4度（軽度）と3度（中度）を合わせると660人で、全体の69.8%を占めています。

【図表：愛の手帳所持者数の推移】

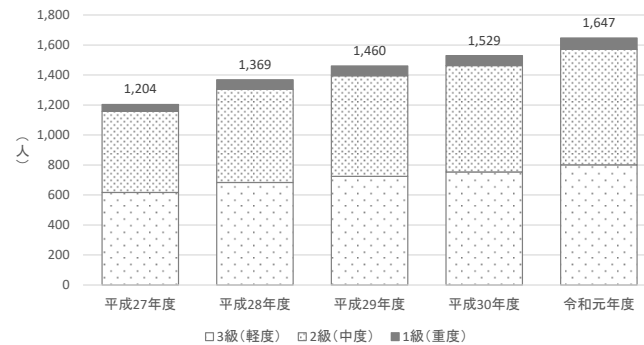


(各年度末現在)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和元年度末現在 1,647 人です。4年前の平成 27 年度と比較すると 36.8%増加しています。3級（軽度）の人が最も多く 801 人（48.6%）、次いで2級（中度）が 771 人（46.8%）、1級（重度）が 75 人（4.6%）となっています。

【図表：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

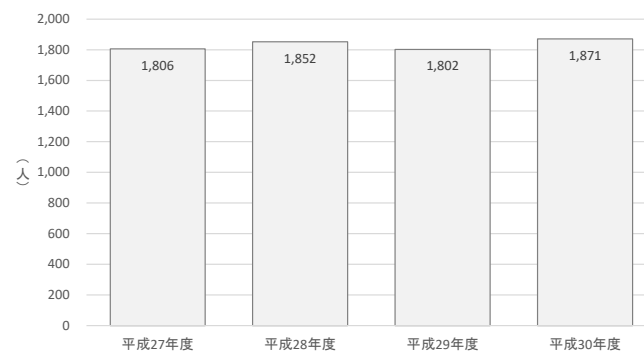


(各年度末現在)

(4) 難病医療券所持者数の推移

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法において、障害者・児の範囲に新たに難病患者が加わりました。その後の難病医療券所持者は、平成 30 年度末現在 1,871 人です。平成 27 年度以降は 1,800 人を超える数で推移してきています。

【図表：難病医療券所持者数の推移】

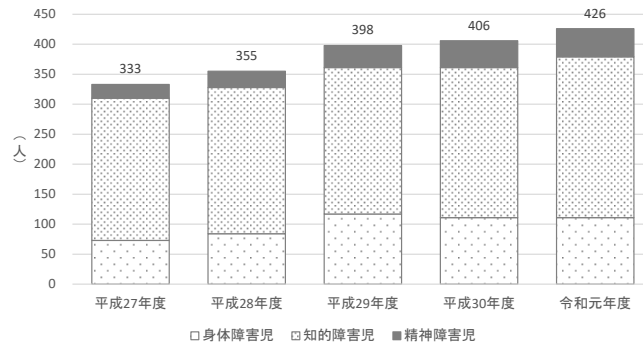


(各年度末現在)

(5) 障害児の手帳所持者数の推移

障害児の手帳所持者は、令和元年度末現在 426 人です。令和元年度における障害児の手帳所持者数を障害種別で見ると、知的障害が最も多く 268 人（62.9%）、次いで身体障害が 111 人（26.1%）、精神障害が 47 人（11.0%）となっています。また、4年前の平成 27 年度と比較すると 27.9%の増加となっています。

【図表：障害児の手帳所持者数の推移】



(各年度末現在)

2 地域生活の現状と課題

地域の現状や障害者（児）実態・意向調査から、以下の課題が浮き彫りになりました。

■障害福祉サービス等の利用状況と日常生活への支援における課題

- ・ 障害の特性や状況に応じた適切な障害福祉サービス等が提供されること
- ・ 支え手・受け手の垣根を越えた、地域共生社会の構築に向けた支援体制を整備すること
- ・ 障害者が自ら望む生活を営めるようにするためのサービス基盤が整備されること
- ・ 障害者が安心して地域生活に移行し、定着できる福祉サービスが提供されること
- ・ 障害福祉サービスの安定的な質・量が確保されること

■相談支援と権利擁護における課題

- ・ 各相談機関の連携など、総合的、専門的、長期的な相談・支援体制が構築されること
- ・ 障害者や家族同士の情報交換・交流の場づくりが進められること
- ・ 虐待を地域で防止するためのネットワークづくりが進められること
- ・ 障害者が安心して暮らしていくための、権利擁護や成年後見制度等のさらなる普及啓発を行うこと
- ・ 障害者差別解消に向けた取組が推進されること

■障害者の就労における課題

- ・ 本人や家族、職場に対する専門性の高い相談・支援が行われること
- ・ 多様な障害の特性や個性に合わせた就業形態・就労機会が拡大されること
- ・ 障害者雇用に対する企業（働く現場の人）の理解と受け入れ体制の整備が進むこと
- ・ 就労の促進及び継続・定着を支援するための方策を打ち出すこと
- ・ 福祉的就労における作業内容の充実と工賃をアップさせる取組が推進されること

■子どもの育ち及び家庭への支援における課題

- ・ 子どもとその家族を含めた相談支援の充実を図ること
- ・ 子どもの成長段階に応じた適切な支援・情報が提供されること
- ・ 関係機関との連携を強化した、切れ目のない継続した支援が受けられること
- ・ 障害のあるなしにかかわらず、ともに地域で育ちあう環境づくりが進むこと
- ・ 障害のある子どもの居場所対策が推進されること
- ・ 医療的ケア児への支援体制を強化すること

■バリアフリー（ソフト・ハード）の推進における課題

- ・ 道路・歩道や公共的な施設・空間のハード面のバリアフリー化を進め、使いやすさを向上させること
- ・ 障害に応じた、適切な媒体による分かりやすい情報提供が行われること
- ・ 学校や職場、地域等での障害者に対する理解が進むこと
- ・ 障害者の地域社会等への参加の支援を推進すること

■防災・災害における課題

- ・ 発災時の安否確認や避難誘導、情報提供等、障害者に対する地域での支援体制が強化されること
- ・ 障害特性に配慮した、避難所への避難者及び自宅避難者に対する支援体制の整備が進むこと
- ・ 要援護者情報の充実を図ること

第4章 主要項目及びその方向性

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備を推進するために、区が今後3か年で推進していく主要項目を以下の5つに分類しました。各項目について方向性を掲げ、その達成に向けた取組を進めていきます。

(1) 自立に向けた地域生活支援の充実

障害者が自らの望む地域で自立した生活を営み、社会参加を実現するために、障害の特性及び生活の実態に応じた適切な支援の提供や、地域生活を継続するための障害福祉サービスの基盤整備等が必要です。

そのため、グループホームや通所施設等の整備を進めることで地域での生活の場を確保するとともに、ライフステージやライフスタイルによって多様化するニーズを考慮しながら、利用者それぞれの障害の特性や状況に応じたサービスを適正に提供し、障害者の地域生活に必要な支援の充実を図っていきます。

さらに、障害者施設入所者や病院に入院している障害者に対して、地域移行や地域定着に向けた支援を推進するとともに、地域生活支援拠点の整備を進め、関係機関の連携を深めることにより、支援体制の構築を図っていきます。

また、障害福祉サービスの質の向上を図るため、事業者への支援・指導を行っていきます。

(2) 相談支援の充実と権利擁護の推進

障害者がいきいきと自分らしい生活を送るためには、障害福祉サービス等の必要な情報が適切に入手でき、また、困ったことや日常生活のことについて、気軽に相談できる場が身近にあることが大切です。

そのため、障害特性を踏まえて、障害福祉サービス等の情報を提供するとともに、地域における相談支援の中核的な拠点となる障害者基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の関係機関が連携しながら、相談支援の質を向上させる取組を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進していきます。

また、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害を理由とした不当な差別的取扱い等を受けることなく、障害者の権利が十分に守られ、地域で安心して暮らせる社会であることが大切です。

障害者権利条約の締結、障害者差別解消法や東京都障害者差別解消条例の施行を踏まえ、関係機関との連携を強化し、差別のない共生社会の実現を目指します。また、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めるとともに、障害者虐待の防止に向けた地域のネットワークづくりや養護者への支援等を進めることにより、障害者が安心して地域生活を送ることができるよう支援を行っていきます。

(3) 安心して働き続けられる就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の特性や健康状態などに合わせた働き方ができる多様な雇用の場が必要です。また、障害者雇用促進法で定める法定雇用率の引き上げ等により企業の採用意欲が高められてきたなかで、障害者への支援だけでなく、受け入れ側である企業への支援など専門性の高い支援体制が求められています。

障害者就労支援センターを中心として、障害者、家族、職場に対する専門性の高い支援体制や障害者就労を地域全体で支える就労支援ネットワークを構築するとともに、企業実習の支援等機能の充実を図ります。加えて、就業している障害者が長く働き続けられるよう、就労に伴う生活面の課題への対応など就労定着支援についても取組を推進していきます。

また、福祉的就労の底上げを図るため、福祉施設における利用者の工賃を上げる取組を行うとともに、利用者の就労に関する意欲や能力の向上を図っていきます。

(4) 子どもの育ちと家庭の安心への支援

子どもの育ちと家族を支援していくためには、子どもの発達や成長等に関して気軽に相談できる場や、障害の早期発見や早期療育、子どもの成長段階に応じた適切な支援が必要です。また、子どもを取り巻く関係機関が連携しながら、切れ目のない継続した支援を行うことが重要です。

教育センターにおいて、幼児・児童・生徒に対する福祉部門と教育部門の総合相談窓口を設置しており、保護者等への発達に関する助言・指導の実施及び必要に応じた専門訓練等、子どもとその家族を含めた相談支援の充実を図っていきます。また、児童発達支援センターにおいて、関係機関との連携の強化を図ることで、子どもの成長段階に応じた適切な支援を行い、切れ目のない療育の充実を図っていきます。

また、すべての子どもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指すため、障害の有無に関わらず、ともに育ちあう環境を整えるとともに、様々な経験をとともに分かち合うことで、障害や障害児への理解を促していきます。

さらに、仕事と子育ての両立を含めた障害のある子どもの保護者の支援を図るとともに、就学児に対しては、生活能力向上のための必要な訓練と併せて社会参加を促すための居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

医療的ケア児の支援について、保健、医療、福祉、子育て、教育等の関係機関が連携し、協議の場やコーディネーターの配置を通じて、医療的ケア児が身近な地域で育ち、必要な支援が受けられるように障害児支援の充実を図っていきます。

(5) ひとにやさしいまちづくりの推進

障害者を含めたすべての人が安心・安全に暮らし、積極的に社会参加をするためには、3つのバリアフリーを推進していく必要があります。

3つのバリアとは、「まちのバリア」、「心のバリア」、「情報のバリア」を指します。これらの障壁を取り除くために、まず、「まちのバリアフリー」では、区内の公共的性格をもつ施設や道路など、障害者を含むすべての人が安全かつ快適に利用できるように整備し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。また、「情報のバリアフリー」では、障害に応じた適切な媒体によって、必要な情報を入手できるための取組を推進し、「心のバリアフリー」では、学校や職場などを始めとする、地域における障害や障害者に対する理解を促進する取組を行います。

このようにハード面・ソフト面の障壁を取り除く取組を進め、当事者が主体的に社会参画でき心豊かな生活を送ることのできる、ノーマライゼーションの考え方に基づいた共生社会の実現を目指します。

また、災害時や緊急事態に対応するために、避難行動要支援者への支援体制の充実を図るとともに、障害者とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成を進め、地域の災害対応力を高めていきます。あわせて、在宅避難者への支援を的確に行うとともに、障害特性に配慮した避難スペースやトイレのバリアフリー化など、障害者に配慮した避難所や福祉避難所の拡充を進め、災害時における障害者への支援の充実を図ります。

さらに、障害特性に応じた災害時の情報の入手や、障害者自身が困っていることを周囲に知らせるための意思疎通への支援など、災害時や新たな感染症の拡大時等の緊急事態における支援体制を充実させていきます。

第5章 計画の体系

〔体系の記載例〕

| 小項目 | 計画事業 | 就学前 | 就学後 | 卒業期／ 就職期 | 高齢期 |
|---------------------------|--------------------|-----|-----|-------------|-----|
| 1 まちの バリアフリーの 推進 | 1 文京区バリアフリー基本構想の推進 | | | | |
| | 2 道のバリアフリーの推進 | | | | |

【計画事業について】

- 番号：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- () 付番号：進行管理の対象外の事業です。
- 他の分野別計画で進行管理の対象とする事業は、計画事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
地：地域福祉保健の推進計画
子：子育て支援計画
保：保健医療計画
- ◆：第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（令和3年度～5年度）において、年度ごとの利用者数、量の見込みを定めることとされたものです。

その事業の対象となるライフステージの範囲を示しています。

※高齢期については、65歳以上と40歳以上65歳未満の方で介護保険サービスが利用できる方は、介護保険サービスが優先されます。

| 1 自立に向けた地域生活支援の充実 | | | | | |
|----------------------------|---------------------|-----|-----|-------------|-----|
| 小項目 | 計画事業 | 就学前 | 就学後 | 卒業期／ 就職期 | 高齢期 |
| 1 個に応じた 日常生活への 支援 | 1 居宅介護（ホームヘルプ）◆ | | | | |
| | 2 重度訪問介護◆ | | | | |
| | 3 同行援護◆ | | | | |
| | 4 行動援護◆ | | | | |
| | 5 重度障害者等包括支援◆ | | | | |
| | 6 生活介護◆ | | | | |
| | 7 療養介護◆ | | | | |
| | 8 短期入所（ショートステイ）◆ | | | | |
| | (9) 補装具費の支給 | | | | |
| | 10 手話通訳者・要約筆記者派遣事業◆ | | | | |
| | 11 手話通訳者設置事業◆ | | | | |
| | 12 日常生活用具給付◆ | | | | |
| | 13 移動支援◆ | | | | |
| | 14 日中短期入所事業◆ | | | | |
| | (15) 緊急一時介護委託費助成 | | | | |
| | 16 短期保護 | | | | |
| | 17 福祉タクシー | | | | |
| | 18 地域生活安定化支援事業 | | | | |
| | 19 日中活動系サービス施設の整備 | | | | |
| | 20 地域生活支援拠点の整備◆ | | | | |
| | (21) 共生型サービス | | | | |

| 1 自立に向けた地域生活支援の充実 | | | | | |
|-------------------------------|--------------------------------|-----|-----|-------------|-----|
| 小項目 | 計画事業 | 就学前 | 就学後 | 卒業期/ 就職期 | 高齢期 |
| 2 事業者への 支援・指導 | (1) 福祉サービス第三者評価制度の利用促進 | | | | |
| | 2 障害福祉サービス等の質の向上◆ | | | | |
| | (3) 障害者施設職員等の育成・確保 | | | | |
| | (4) 障害福祉サービス等事業者との連携 | | | | |
| 3 生活の場の確 保 | 1 グループホームの拡充 | | | | |
| | 2 共同生活援助（グループホーム）◆ | | | | |
| | 3 施設入所支援◆ | | | | |
| | 4 自立生活援助◆ | | | | |
| | (5) 居住支援の推進 | | | | |
| 4 地域生活への 移行及び 地域定着支援 | 1 福祉施設入所者の地域生活への移行◆ | | | | |
| | 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行 | | | | |
| | 3 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築◆ | | | | |
| | 4 精神障害者の地域定着支援体制の強化 | | | | |
| | 5 地域移行支援◆ | | | | |
| | 6 地域定着支援◆ | | | | |
| | 7 退院後支援事業 | | | | |
| 5 生活訓練の 機会の確保 | 1 精神障害回復途上者デイケア事業 | | | | |
| | 2 地域活動支援センター◆ | | | | |
| | 3 自立訓練（機能訓練・生活訓練）◆ | | | | |
| | 4 難病リハビリ教室 | | | | |
| 6 保健・医療 サービスの充 実 | (1) 自立支援医療 | | | | |
| | (2) 難病医療費助成 | | | | |
| | (3) 障害者（児）歯科診療事業 | | | | |
| | (4) 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事 業 | | | | |
| | 5 精神保健・難病相談 | | | | |
| 7 経済的支援 | (1) 福祉手当の支給 | | | | |
| | (2) 児童育成手当（障害手当）の支給 | | | | |
| | (3) 利用者負担の軽減 | | | | |

| 2 相談支援の充実と権利擁護の推進 | | | | | |
|----------------------------|---------------------------------------|-----|-----|-------------|-----|
| 小項目 | 計画事業 | 就学前 | 就学後 | 卒業期/ 就職期 | 高齢期 |
| 1 相談支援体制の 整備と充実 | (1) 総合的な相談支援体制の構築 | | | | |
| | 2 計画相談支援◆ | | | | |
| | 3 地域移行支援◆ 【1-4-5 再掲】 | | | | |
| | 4 地域定着支援◆ 【1-4-6 再掲】 | | | | |
| | 5 相談支援事業◆ | | | | |
| | 6 地域自立支援協議会の運営 | | | | |
| | (7) 障害者基幹相談支援センターの運営 | | | | |
| | (8) 身体障害者相談員・知的障害者相談員 | | | | |
| | (9) 障害福祉サービス等の情報提供の充実 | | | | |
| | 10 地域安心生活支援事業 保 2-3-2 | | | | |
| | (11) 意思決定支援の在り方の検討 | | | | |
| | 12 小地域福祉活動の推進 地 1-1-1 | | | | |
| | (13) 民生委員・児童委員による相談援助活動 【5-6-5 再掲】 | | | | |
| | 14 地域生活支援拠点の整備 【1-1-20 再掲】 | | | | |
| | 15 文京区版ひきこもり総合対策 地 2-1-10 | | | | |
| 2 権利擁護・ 成年後見等の 充実 | 1 福祉サービス利用援助事業の促進 地 2-3-1 | | | | |
| | 2 法人後見の受任 地 2-3-5 | | | | |
| | 3 権利擁護支援に係る 地域連携ネットワークの構築 地 2-3-6 | | | | |
| | 4 成年後見制度利用支援事業 地 2-3-4 | | | | |
| | (5) 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の 充実 | | | | |
| | (6) 障害者・児童虐待防止対策支援事業 | | | | |
| | 7 障害者差別解消支援地域協議会の運営 | | | | |

| 3 安心して働き続けられる就労支援 | | | | | |
|--------------------|-------------------------|-----|-----|-------------|-----|
| 小項目 | 計画事業 | 就学前 | 就学後 | 卒業期/ 就職期 | 高齢期 |
| 1 就労支援体制の 確立 | 1 障害者就労支援の充実 | | | | |
| | (2) 就労支援ネットワークの構築・充実 | | | | |
| | 3 就労促進助成事業 | | | | |
| 2 職場定着支援の 推進 | 1 就業先企業への支援 | | | | |
| | 2 安定した就業継続への支援 | | | | |
| | (3) 就労者への余暇支援 | | | | |
| | 4 就労定着支援◆ 【3-3-4 再掲】 | | | | |

| 3 安心して働き続けられる就労支援 | | | | | |
|----------------------|---------------------------------|-----|-----|-------------|-----|
| 小項目 | 計画事業 | 就学前 | 就学後 | 卒業期/ 就職期 | 高齢期 |
| 3 福祉施設等での 就労支援 | 1 福祉施設から一般就労への移行◆ | | | ▶ | |
| | 2 就労移行支援◆ | | | ▶ | |
| | 3 就労継続支援（A型・B型）◆ | | | ▶ | |
| | 4 就労定着支援◆ | | | ▶ | |
| | (5) 福祉的就労の充実 | | | ▶ | |
| | (6) 障害者優先調達推進法に基づく 物品調達の推進 | | | ▶ | |
| | 7 日中活動系サービス施設の整備 【1-1-19 再掲】 | | | ▶ | |
| 4 就労機会の拡大 | (1) 区の業務における就労機会の拡大 | | | ▶ | |
| | (2) 障害者雇用の普及・啓発 | | ▶ | | |
| | (3) 地域雇用開拓の促進 | | | ▶ | |

| 4 子どもの育ちと家庭の安心への支援 | | | | | |
|-------------------------------------|---|-----|-----|-------------|-----|
| 小項目 | 計画事業 | 就学前 | 就学後 | 卒業期/ 就職期 | 高齢期 |
| 1 障害のある 子どもの 健やかな成長 | 1 乳幼児健康診査 保 1-4-2 | ▶ | | | |
| | 2 発達健康診査 | ▶ | | | |
| | (3) 総合相談室の充実 | ▶ | | | |
| | (4) 発達に関する情報の普及啓発 | ▶ | | | |
| | (5) 在宅療養者等歯科訪問健診・ 予防相談指導事業【1-6-4 再掲】 | ▶ | | | |
| 2 相談支援の 充実と 関係機関の 連携の強化 | 1 児童発達支援センターの運営 | ▶ | | | |
| | (2) 多様な機関の連携による切れ目のない支援 | ▶ | | | |
| | 3 医療的ケア児支援体制の構築◆ | ▶ | | | |
| | 4 医療的ケア児支援コーディネーターの配置◆ | ▶ | | | |
| | (5) 個別の教育支援計画の作成 | ▶ | | | |
| | (6) 専門家アウトリーチ型支援 | ▶ | | | |
| | 7 障害児相談支援◆ | ▶ | | | |
| | 8 医療的ケア児在宅レスパイト事業 | ▶ | | | |
| | 9 障害児通所支援事業所における 重症心身障害児の支援充実に向けた検討◆ | ▶ | | | |

| 4 子どもの育ちと家庭の安心への支援 | | | | | |
|---------------------------------------|------------------------------------|-----|-----|-------------|-----|
| 小項目 | 計画事業 | 就学前 | 就学後 | 卒業期/ 就職期 | 高齢期 |
| 3 乳幼児期・ 就学前の支援 | 1 児童発達支援◆ | ◀ | | | |
| | 2 医療型児童発達支援◆ | ◀ | | | |
| | 3 居宅訪問型児童発達支援◆ | ◀ | | | |
| | 4 保育所等訪問支援◆ | ◀ | | | |
| | 5 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト【4-5-8再掲】 | ◀ | | | |
| | 6 保育園障害児保育 | ◀ | | | |
| | 7 幼稚園特別保育 | ◀ | | | |
| | 8 就学前相談体制の充実 | ◀ | | | |
| | (9) 総合相談室の充実【4-1-3再掲】 | ◀ | | | |
| | (10) 専門家アウトリーチ型支援【4-2-6再掲】 | ◀ | | | |
| | 11 障害児通所支援事業所の整備 | ◀ | | | |
| 4 学齢期の支援 | (1) 総合相談室の充実【4-1-3再掲】 | ◀ | | | |
| | 2 特別支援教育の充実 | | ▶ | | |
| | (3) 育成室の障害児保育 | | ▶ | | |
| | (4) 個に応じた指導の充実 | | ▶ | | |
| | (5) 専門家アウトリーチ型支援【4-2-6再掲】 | ◀ | | | |
| | 6 放課後等デイサービス◆ | | ▶ | | |
| | 7 居宅訪問型児童発達支援【4-3-3再掲】 | ◀ | | | |
| | 8 障害児通所支援事業所の整備【4-3-11再掲】 | ◀ | | | |
| 5 障害の有無に関わらず、 地域で過ごし 育つ環境づくり | 1 保育園障害児保育【4-3-6再掲】 | ◀ | | | |
| | 2 幼稚園特別保育【4-3-7再掲】 | ◀ | | | |
| | (3) 育成室の障害児保育【4-4-3再掲】 | | ▶ | | |
| | (4) ひよひよひろば（親子ひろば事業） | ◀ | | | |
| | (5) 子育てひろば | ◀ | | | |
| | (6) 児童館 | ◀ | | | |
| | (7) b-lab（文京区青少年プラザ） | | ▶ | | |
| | 8 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト | ◀ | | | |

| 5 ひとにやさしいまちづくりの推進 | | | | | |
|---|---|-----|-----|-------------|-----|
| 小項目 | 計画事業 | 就学前 | 就学後 | 卒業期/ 就職期 | 高齢期 |
| 1 まちの バリアフリー の 推進 | (1) 文京区バリアフリー基本構想の推進 | | | | |
| | 2 バリアフリーの道づくり 地3-1-1 | | | | |
| | (3) 文京区福祉のまちづくりに係る 共同住宅等整備要綱に基づく指導 | | | | |
| | (4) 総合的自転車対策の推進 | | | | |
| | 5 公園再整備事業 地3-1-5 | | | | |
| | (6) コミュニティバス運行 | | | | |
| | (7) ごみの訪問収集 | | | | |
| 2 心の バリアフリー の 推進 | 1 障害及び障害者・児に対する理解の促進 (理解促進研修・啓発事業) ◆ | | | | |
| | 2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実 | | | | |
| | (3) 障害者事業を通じた地域参加 | | | | |
| | (4) 障害者差別解消に向けた取組の推進 | | | | |
| 3 情報の バリアフリー の 推進 | (1) 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進 | | | | |
| | (2) 情報バリアフリーの推進 | | | | |
| | (3) 図書館利用に障害のある方への 図書館資料の貸出及び情報提供 | | | | |
| 4 防災・安全 対策の充実 | (1) ヘルプカードの普及・啓発 | | | | |
| | (2) 避難行動要支援者への支援 | | | | |
| | 3 福祉避難所の拡充 地3-4-4 | | | | |
| | (4) 避難所運営協議会の運営支援 | | | | |
| | 5 災害ボランティア体制の整備 地3-4-3 | | | | |
| | 6 耐震改修促進事業 地3-4-5 | | | | |
| | 7 家具転倒防止器具設置助成事業 地3-4-6 | | | | |
| | (8) 救急直接通報・住宅火災直接通報システムの 設置 | | | | |
| 5 地域との交流 及び文化活 動・ スポーツ等へ の 参加支援 | (1) 障害者事業を通じた地域参加 【5-2-3 再掲】 | | | | |
| | (2) 地域に開かれた施設運営 | | | | |
| | 3 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実 【5-2-2 再掲】 | | | | |
| | (4) 心身障害者・児レクリエーション | | | | |
| | (5) 障害者スポーツ等の推進 | | | | |

| 5 ひとにやさしいまちづくりの推進 | | | | | |
|-----------------------|--------------------------------|-----|-----|-------------|-----|
| 小項目 | 計画事業 | 就学前 | 就学後 | 卒業期/ 就職期 | 高齢期 |
| 6 地域福祉の 担い手への支援 | 1 ボランティア活動への支援 地 1-1-4 | | ← | | |
| | 2 手話奉仕員養成研修事業◆ | ← | ← | | |
| | 3 ふれあいいきいきサロン 地 1-1-7 | ← | ← | | |
| | 4 ファミリー・サポート・センター事業 子 5-1-2 | ← | ← | | |
| | (5) 民生委員・児童委員協議会による相談援助活動 | ← | ← | | |
| | (6) 話し合い員による訪問活動 | | | | ← |
| | 7 自発的活動支援事業◆ | ← | ← | | |
| | (8) 地域活動情報サイト | ← | ← | | |
| | 9 いきいきサービス事業の推進 地 1-1-10 | ← | ← | | |

第6章 計画事業

1 自立に向けた地域生活支援の充実

- 障害者自らが望む生活を選択でき、地域で自立した生活を送るために、日常生活を支援するサービスの充実や生活の場の確保に向けた取組を進め、生活訓練の機会の確保、保険・医療サービスの充実に努めていきます。さらに、生涯にわたって地域で安心して住み続けられるよう、地域移行及び地域定着促進に向けた支援体制整備の推進や地域生活支援拠点の整備を進め、障害者が住み慣れた地域で継続して生活するための支援をしていきます。
- また、障害者が安心してサービスを利用できるよう、事業者への支援や指導を行うことで、サービスの質の向上や職員等の育成を図っていきます。

《主な計画事業》

| 事業名 | 事業概要 |
|------------------------------|---|
| 1-1-19 日中活動系サービス 施設の整備 | 障害者の就労支援や創作活動等に係る場をより確保するために、整備費等補助制度の拡充により活用の推進を図るなどして、民間事業者誘致による日中活動系サービス施設整備を促進する。 なお、本区における生活介護事業所の不足に対応するため、区立小石川福祉作業所において、令和3年1月から生活介護を実施する。 |
| 1-1-20 地域生活支援拠点の 整備 | 令和元年度を4年計画の初年度とし、本富士地区に整備した。主に相談支援と関係機関のネットワーク作りのために、地域自立支援協議会地域生活支援専門部会で地域課題等を検討し、3年度に駒込・富坂地区、4年度に大塚地区に整備する予定である。本事業は、第6期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。 |
| 1-2-2 障害福祉サービス等 の質の向上 | 障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障害者に適切な障害福祉サービス等が提供されているかを確認し指導等を行うことにより、障害福祉サービス等事業者が提供するサービスの質を高める。 本事業は、第6期障害福祉計画の成果目標に定められている事業である。 |
| 1-3-1 グループホームの 拡充 | 障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費助成の拡充により活用を推進するほか、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の助成を行うことにより、施設整備を促進する。 また、既存事業者が居室を増やす場合も助成を行う。 |

| 事業名 | 事業概要 |
|--|--|
| 1-4-1 福祉施設入所者の 地域生活への移行 | <p>福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進める。</p> <p>本事業は、第6期障害福祉計画の成果目標に定められているものであり、令和元年度の施設入所者数のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する者の見込み量の設定を求められている。よって、事業量は累計として記載する。</p> |
| 1-4-2 入院中の精神障害者の 地域生活への移行 | <p>退院可能な入院中の精神障害者が、地域で自立した生活を送ることを可能にするため、地域相談支援サービスを活用しながら、保健師及び地域活動支援センターが入院中から地域生活への移行を支援する。</p> |
| 1-4-3 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの 構築 | <p>保健・医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための議論を行う。</p> <p>本事業は、第6期障害福祉計画の成果目標に定められている事業である。</p> |
| 1-5-2 地域活動支援センター | <p>区内5か所において、障害特性等に応じた創作的活動の提供等を行っている。また、利用者の増加や地域活動支援センターに求められる役割の多様化が見込まれることから、その在り方についての検討を行う。</p> |
| 1-6-1 自立支援医療 | <p>心身の障害の状態の軽減を図り、必要な医療についての支援を行うことで、障害者・児の自立した日常生活又は社会生活を推進する。</p> |
| 1-7-3 利用者負担の軽減 | <p>障害福祉サービス等の利用者負担に対し、様々な軽減策を実施することで利用者負担の軽減を図る。現在区が行っている負担軽減策として、非課税世帯の負担の無料化（平成22年度開始）等を実施している。</p> <p>また、国が実施している無償化や多子軽減措置に該当しない利用者に対して、区独自の助成制度を実施することで利用者負担の軽減を図っている。</p> <p>その他、就学前の障害児通所施設利用時の給食及びおやつ代（令和元年度開始）、区立障害者施設の給食費や、移動支援等の地域生活支援事業の利用者負担等については、区における負担軽減を実施しており、適切な対応によって障害福祉サービス等の利用を支援する。</p> |

2 相談支援の充実と権利擁護の推進

- 障害者の相談内容に応じた確かな支援を行うため、本人に関わる支援者をはじめ、福祉事務所、保健所、地域生活支援拠点や相談支援事業所等の関係機関と適宜連携を図りながら、障害者基幹相談支援センターを中心に多面的な支援を行っていきます。併せて、具体的な相談支援体制や関係機関のネットワーク等については、引き続き地域自立支援協議会において議論を深め、充実したものとなるよう検討していきます。
- また、障害者権利条約の締結、障害者差別解消法や東京都障害者差別解消条例の施行を受け、障害者の権利の実現に向けた取組や障害者差別解消への取組について一層の強化が求められています。障害者の人権や意見が尊重され、養護者等による虐待などを受けることなく、安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、障害者虐待防止体制の強化、障害者差別解消支援地域協議会における事例共有等により、障害者の権利擁護についての取組を推進していきます。

《主な計画事業》

| 事業名 | 事業概要 |
|---------------------------------|--|
| 2-1-2 計画相談支援 | <p>障害者・児のニーズに基づくサービス等利用計画(サービス利用支援・継続サービス利用支援)の作成と評価を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細やかな支援を行う。</p> <p>障害福祉サービス利用者が増えていることから、計画相談支援の利用を希望する障害者・児が相談支援を受けられる体制を目指す。</p> |
| 2-1-5 相談支援事業 | <p>区の窓口や一般相談支援事業所において、地域生活支援拠点、指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所等と連携を図りつつ、障害者等の福祉に関する各般の問題について障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行う。</p> <p>また、障害者基幹相談支援センターにおいては、地域の相談事業者等への助言・人材育成等により相談支援の質を向上させる取組を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進していく。</p> <p>なお、本事業は、第6期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。</p> |
| 2-1-6 地域自立支援協議会の運営 | <p>障害者等が自立した生活を営むことができるよう、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を推進していく。</p> <p>また、この協議会の下に設置される、相談支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会、障害当事者部会、地域生活支援専門部会において、支援体制等についての協議を重ねていく。</p> |
| 2-2-3 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築 | <p>成年後見制度利用促進計画で定められた広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を備えた、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。このネットワークを推進する中核機関を文京区社会福祉協議会に委託し、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図るとともに、市民後見人を含む後見人の担い手の育成等の検討を行うことで、制度の利用促進を図る。</p> |

3 安心して働き続けられる就労支援

- 障害者雇用促進法による法定雇用率の引き上げ（平成 25 年 4 月）、障害者雇用納付金制度の改正（平成 27 年 4 月）、就労者に対する合理的配慮の提供（平成 28 年 4 月）、精神障害者の雇用義務の追加（平成 30 年 4 月）などの政策が打ち出されたこと等を背景に、障害者雇用のすそ野は年々広がってきています。
- 一方で、障害者が自らに合った仕事に就き、働き続けるためには、障害特性を踏まえた多様な仕事・就労形態の創出や、障害者、家族、職場に対する支援体制が必要となっています。また、身体障害・知的障害・精神障害の他に、発達障害や高次脳機能障害、難病など障害が多様化する中で、それぞれの障害特性や状況に応じた専門性の高い支援が求められています。
- そこで、これまで以上に企業及び障害者に対する就労支援や職場定着支援の充実を図るために、障害者就労支援センターの専門性を高め、地域全体で支える就労支援ネットワークの構築を関係機関等との連携強化を図りながら進めていきます。また、就労の機会の拡大を図るとともに、障害の程度に応じた就労への支援として、福祉施設等での就労についても充実するよう努めていきます。

《主な計画事業》

| 事業名 | 事業概要 |
|---------------------------------|---|
| 3-1-1 障害者就労支援 の充実 | 障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について、障害者就労支援センターを中心に実施する。多様化している障害特性や働き方へのニーズに応じた専門性の高い支援やコーディネート力の強化、増加する新規登録者・就労者に対する定着支援、生活支援等、地域の拠点としての機能の充実を図る。 |
| 3-2-1 就業先企業への 支援 | 障害者雇用率の上昇や納付金制度の対象企業の範囲拡大等により障害者雇用に取り組む企業が増えていることを踏まえ、障害者理解のための情報提供や、合理的配慮の提供の下で雇用促進が図れるよう企業への相談支援を行うとともに、精神障害者の雇用機会の拡大に対応できる相談体制について充実を図る。 また、雇用管理やキャリア支援、人材育成の方法、メンタルヘルスなど企業の相談内容の多様化に対応するため、企業支援体制の充実を図る。 |
| 3-3-1 福祉施設から 一般就労への 移行 | 就労移行支援及び就労継続支援等の福祉施設を利用する障害者が、一般就労へ移行し定着することを推進する。 また、福祉施設に対して、日頃の連携や様々な就労支援に関する情報提供を行うことで、福祉施設利用者の就労支援へのアクセスが容易となるような環境作りを行う。 本事業は、第6期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。 |
| 3-4-2 障害者雇用の 普及・啓発 | 障害者が地域で当たり前働き暮らすことができることを実現するため、「障害者が働くこと」を広く区民、本人・家族、関係者に普及啓発する活動を行う。 また、主に区内の中小企業に対して、障害者雇用に関する情報提供や雇用の理解促進を図り、企業の障害者雇用促進の取組をサポートする。 |

4 子どもの育ちと家庭の安心への支援

- 障害を早期に発見し、適切な支援につなげるため、福祉部門と教育部門の相談窓口を一本化し、より分かりやすく切れ目のない支援体制の充実を図っていきます。また、児童発達支援センターにおいては、地域の障害児及びその家族への相談支援や他の障害児支援事業所への援助・助言などを実施し、引き続き地域の中核的な施設としての役割を担っていきます。
- また、すべての子どもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指し、障害の有無に関わらず、ともに育ちあう環境を整えるとともに、就学児の放課後の居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

《主な計画事業》

| 事業名 | 事業概要 |
|--|---|
| 4-1-3 総合相談室の 充実 | <p>教育センター総合相談室において、心身の障害や発達上の何らかの心配ごとがある子どもについて、保護者からの相談に応じ、助言、指導を行う。</p> <p>また、必要に応じて専門訓練（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）、グループ指導等の子どもへの発達援助、療育の事業者の情報提供及び紹介を行う。各園・学校・関係機関との連携を深めながら、乳幼児期から学齢期への切れ目のない支援を行っていく。</p> |
| 4-2-3 医療的ケア児 支援体制の構築 | <p>医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等についての協議を行う。</p> <p>なお、本事業は第2期障害児福祉計画において成果目標に定められている事業である。</p> |
| 4-3-11 障害児通所支援 事業所の整備 | <p>重症心身障害児や医療的ケア児等が地域の中で児童発達支援や放課後等デイサービス等の必要な支援が受けられるよう、整備費等補助制度を創設し、民間事業者による障害児通所支援事業所施設整備を促進する。</p> |
| 4-4-2 特別支援教育の 充実 | <p>区立小・中学校の通常学級及び特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒が、個々のニーズに応じた教育を受けることができるように、指導員等を配置し充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育担当指導員：通常学級に在籍する発達障害等の特別な支援が必要な児童・生徒の支援として、一斉指導の中での個別指導や特別支援教室等での専門的指導・支援を行う。 ・交流及び共同学習支援員：特別支援学級設置校において、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの交流及び共同学習を円滑に行う。 ・バリアフリーパートナー：大学生や地域人材等ボランティアの協力を得て、子どもたちのサポートを行う。 |
| 4-5-8 文京版スターテ ィング・ストロ ング・プロジェ クト | <p>集団参加や対人コミュニケーションなどの社会的スキル等の成長が乳幼児期から促されるよう、心理士等の専門家チームが区内の幼稚園・保育園・児童館等を訪問し専門的発達支援を行うとともに、保護者に対しても専門的観点から育児方法を伝え、より質の高い育児環境を整え、子どもたちの健やかな育ちを支えていく。</p> |

5 ひとにやさしいまちづくりの推進

- ひとにやさしいまちづくりの実現にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりを推進します。
- また、まちのバリアフリー、心のバリアフリー、情報のバリアフリーをそれぞれ進めることにより、だれもが地域で安全に快適な生活を送ることができ、障害者に対する偏見や誤解を受けることのない社会とするため、情報発信の強化を含めた様々な取組を進めていきます。
- さらに、災害時や新たな感染症の拡大時等緊急時に対する支援については、災害弱者となりかねない障害者を的確に支援するため、要支援者情報の確保や人的支援のネットワークの構築を図るとともに、地域コミュニティや支え合いの重要性を基本とした地域づくりを進めます。

《主な計画事業》

| 事業名 | 事業概要 |
|--|---|
| 5-1-2 バリアフリー の道づくり | 高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路について、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を図る。 |
| 5-2-1 障害及び障害者・児に 対する理解の促進 (理解促進研修・啓発 事業) | 障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を深めるとともに、共生社会の実現を図ることを目的として、地域支援フォーラムにおいて講演会等の事業を行い、また、心のバリアフリーハンドブックを作成し、教育機関及び区内イベント等で配布し周知啓発を行う。 |
| 5-3-2 情報バリアフリーの 推進 | 障害者パソコン教室の実施、区役所窓口への拡大鏡・筆談ボード等の設置、音声認識ソフトインストール済みタブレット端末の設置やまちのバリアフリーマップ等により、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を行い、情報バリアフリーの推進を図っていく。 |
| 5-4-1 ヘルプカードの 普及・啓発 | 障害者等が発災時及び困った時に必要な援助や配慮を周囲の人に伝えるためのヘルプカードの普及啓発を行う。 当事者を対象に活用方法を記載したリーフレットと合わせた配付を進めるとともに、一般区民を対象にチラシ及びグッズを関係機関やイベント等で配布することで、障害者の災害に対する備えと助け合う体制を整えていく。 |
| 5-5-5 障害者スポーツ等の 推進 | 障害者（児）向けスポーツ事業を実施し、スポーツに触れる機会を提供するとともに、スポーツの楽しさや魅力を伝えていく。 |
| 5-6-2 手話奉仕員養成 研修事業 | 聴覚障害により意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した生活を営むことができるよう、社会参加・交流活動を促進するための支援者として期待される手話奉仕員を養成するための研修を行う。【区と社会福祉協議会共催事業】 |

第7章 障害福祉計画及び障害児福祉計画における成果目標について

国は、障害者総合支援法に基づく第6期障害福祉計画及び児童福祉法に基づく第2期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉サービス及び相談支援、障害児通所支援、市町村の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう基本指針⁸を示しています。

国の基本指針では、「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「障害児支援の提供体制の整備等」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質の向上」の7点を成果目標に掲げ、それぞれ目標値を示すことを定めています。さらに、成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の活動指標を定め、その見込み量を計画の中に示すことも求めています。

この基本指針に基づき、本章では、これまでの本区の実績及び実情を踏まえた上で、東京都の基本的な考え方との整合性を図りながら、令和5年度までに達成すべき成果目標の目標値と活動指標の見込み量を示していきます。

1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画における成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和元年度末時点の施設入所者のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活への移行者の目標値を設定することとしています。

- ◆本区における施設入所支援利用者は、令和元年度末時点で134人となっています。施設入所者の地域移行を進めるための基盤を整備することを基本としつつ、一定程度施設入所の需要があることにも配慮し、令和5年度末における地域生活移行者数4人と施設入所支援利用者数134人を目標として地域生活への移行の取組を進めていきます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するために、「保健・医療から地域を考える視点」と「障害福祉から地域を考える視点」の両視点を統合した地域づくりの検討を行うこととしています。

- ◆本区では、精神保健福祉センター、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる専門的知識を持った関係者の「保健・医療から地域を考える視点」と基幹相談支援センター、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等において、精神障害者の支援に携わる専門的知識を持った関係者の「障害福祉から地域を考える支援」の両視点を統合した地域づくりのための議論を進めていきます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針では、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、専門性の確保、地域の体制作り等）を整備した地域生活支援拠点（以下、「拠点」という。）を令和5年度までに少なくとも1か所整備しつつ、その機能の充実のため、年1回以上拠点の運用状況を検証及び検討することとしています。

- ◆本区では、令和元年度に本富士地区に拠点を整備しました。令和3年度に駒込地区・富坂地区、令和4年度に大塚地区に各1か所を整備するとともに、地域自立支援協議会地域生活支援専門部会において、運用状況の検証及び検討を行っていきます。

⁸基本指針 障害者総合支援法第87条及び児童福祉法第33条の19に規定する厚生労働省の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号）。これにより、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたっては、障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標等を設定することとされている。

（４）福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、令和5年度における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本として設定することとしています。

◆本区においては、令和元年度は15人が福祉施設から一般就労へ移行しました。これを受けて、令和5年度中の福祉施設から一般就労への移行者について、令和元年度実績の約1.30倍の20人を目標として、一般就労移行に向けた支援を行っていきます。

（５）障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保すること、また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように医療的ケア児のための関係機関の協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとしています。

◆本区では、主に重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行っていきます。

◆本区では、医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切に支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の医療的ケア児の支援に関わる行政機関や事業所等の関係者が一堂に会する協議の場を設置し、地域の課題や対策について継続的に意見交換や情報共有を図るとともに、福祉や医療等の関係分野における一定の知識を有した者を、医療的ケア児の生活設計等の手助けを行う医療的ケア児支援コーディネーターとして配置し、継続的な支援を行います。

（６）相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、それぞれの地域における相談支援体制についての検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能についての検討を行い、相談支援体制を充実・強化するための体制を確保することを基本としています。

◆本区では、障害者基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化に係る目標値について、以下のとおり設定します。

- ・地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数（年400件）
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援及び連携強化の取組の実施回数（年12回）

（７）障害福祉サービス等の質の向上

国の基本指針では、障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であり、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、検証を行っていくことが望ましいこととしています。また、自立支援審査支払システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となることとしています。

◆本区では、区内の障害福祉サービス等事業者に対し、運営基準に沿った事業運営を行っているか、及び適切な障害福祉サービスの提供が行われているかを確認するため実地指導を行い、障害福祉サービス等の適正な運営を図ります。（年18回）

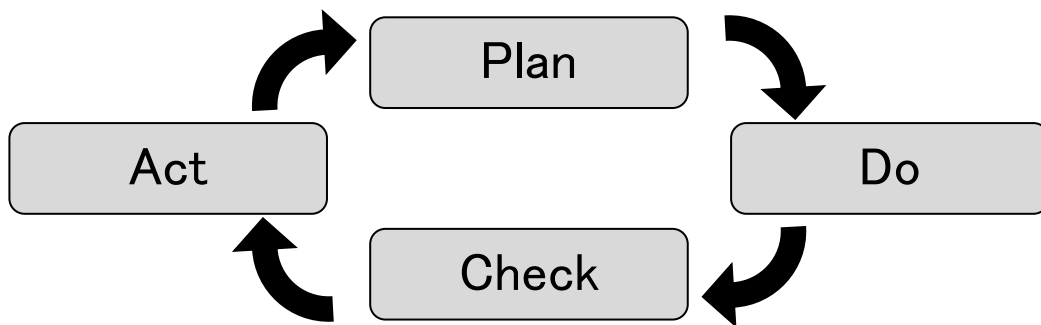
◆本区では、請求内容チェックシステムにより、審査結果を分析した結果を活用し、障害福祉サービス等事業所に対し適正な請求を促します。（年12回）

3 障害福祉計画等の進行管理

国の基本指針では、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、少なくとも年1回は実績を把握、分析し、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の評価を行うとともに、必要がある場合は計画内容の変更を行うようPDCAサイクルの実施を明記しています。

区においても、国の基本指針に沿って、本章で示した成果目標及び活動指標についての評価を地域福祉推進協議会障害者部会等において行い、PDCAを確実に実施することで障害福祉計画等の進行管理を行っていきます。

(PDCAサイクルのイメージ)



| | |
|------------|------------------------|
| 計画 (Plan) | 目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する |
| 実行 (Do) | 計画に基づき活動を実行する |
| 評価 (Check) | 活動を実施した結果を把握・分析し、評価を行う |
| 改善 (Act) | 評価に基づき、計画の目標、活動などを見直す |